

個別の原価等の論点

(使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費、
公租公課(事業税)、費用の配賦・レートメイク、値下げの条件)

平成27年2月25日
資源エネルギー庁

1. 使用済燃料再処理等発電費	P 2
2. 特定放射性廃棄物処分費	P 6
3. 公租公課（事業税）	P 9
4. 費用の配賦・レートメイク	P12
5. 値下げの条件	P31

1. 使用済燃料再処理等発電費

○使用済燃料再処理等発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上。

【参考1: 積立金の算定等】

使用済燃料再処理等積立金は、法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届け出を基礎とし、経済産業省で算定。

将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量(六ヶ所再処理分)を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出。過去発電分に係る積立金の額は、平成17年度から15年間で積立て。

【参考2: 料金原価算定上の扱い】

バックエンド事業は、①極めて長期の事業であること、②費用が極めて巨額であること、③事業の不確実性が大きいこと、④発電と費用発生の時期が大きくことなること、といった特徴を有することから、今回、コスト等検討小委員会で将来発生する費用について見積もられたことを踏まえ、引当金という形で、電気事業者が、受益者負担の原則の下、予め少しずつ積み立てる仕組みを整備することが必要である。(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告(平成16年6月)抜粋)

一般電気事業供給約款料金算定規則

(営業費の算定)

第三条

2 三 使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費、……、特定放射性廃棄物処分費、……、原子力発電施設解体費、……、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

(変動額認可料金の算定)

第十九条の二

二 使用済燃料再処理等発電費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。)

1. (1) 申請の概要②

(単位: 百万円)

	今回: A	前回: B				差: C (A-B)	備考
	H27	H25	H26	H27	H25～27 平均		
制度措置分(日本原燃分) 積立金(将来分)	2,262	10,383	11,367	12,645	11,465	▲ 9,203	原子力利用率低下に伴う引当減
その他(輸送費)	1,416	1,324	1,349	1,416	1,363	53	
発電所構内の輸送	112	68	112	112	97	14	
六ヶ所再処理工場への輸送	1,126	1,114	1,107	1,126	1,116	11	
海外再処理工場への輸送	177	140	130	177	149	28	
保険料・補償料	1	1	1	1	1	-	
合 計	3,678	11,707	12,716	14,061	12,828	▲ 9,150	

(注) 制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

1. (2) 使用済燃料再処理等発電費の審査に当たっての論点

○使用済燃料再処理等発電費のうちの積立てが必要な費用(制度措置分)については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び供給計画等に基づいて算定されることになるが、原子力発電所の稼働減に伴う前回改定からの変動分について、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。

【北海道電力の再値上げ(平成26年10月15日認可)、関西電力の前回値上げ(平成25年4月2日認可)】

- ・ 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

2. 特定放射性廃棄物処分費

○特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用である。

【参考1：拠出金の算定方法】

拠出金の額は、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額。

【参考2：料金原価算定上の扱い】

高レベル放射性廃棄物処分費用についても、原子力部会において、費用の合理的見積もりが取りまとめられるとともに、発電を行っている時点で原子力発電事業者が法律に基づいて拠出金として費用を手当てすることが提言されたものであり、法律に基づいて拠出することが義務づけられるならば、当該拠出金を料金原価に算入する。(電気事業審議会基本政策部会・料金制度部会合同部会報告(平成11年12月)抜粋)

一般電気事業供給約款料金算定規則

(営業費の算定)

第三条

2 三 使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費、……、特定放射性廃棄物処分費、……、原子力発電施設解体費、……、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

(変動額認可料金の算定)

第十九条の二

三 特定放射性廃棄物処分費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。)

(単位:百万円)

	今回申請 (H27)	前回 (H25～27平均)	差引	備 考
抛出金(将来分)	219	3,513	▲ 3,294	抛出金対象本数減に伴う抛出金減
(発電電力量: 暦年GWh)	1,766	29,043	▲ 27,277	原子力利用率低下に伴う発電電力量減
(抛出金対象本数: 本)	6.2	99.6	▲ 93.4	発電電力量減に伴う抛出金対象本数減
(抛出金単価: 千円/本)	35,270	35,270		
抛出金(過去分)	—	2,459	▲ 2,459	H25抛出終了による減
(抛出金対象本数: 本)	—	69.7	▲ 69.7	
(抛出金単価: 千円/本)	35,270	35,270		
合 計	219	5,972	▲ 5,754	

2. (2) 特定放射性廃棄物処分費の審査に当たっての論点

○特定放射性廃棄物処分費については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び供給計画等に基づいて算定されることになるが、原子力発電所の稼働減に伴う前回改定からの変動分について、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。

(参考) 電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・関西電力)における検討結果

【北海道電力の再値上げ(平成26年10月15日認可)、関西電力の前回値上げ(平成25年4月2日認可)】
 ・ 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

3. 公租公課(事業税)

- 公租公課(事業税)は、各税法(地方税法)に基づき、今回改定による収入の増分に税率を乗じて算定。
- 課税対象である収入金額の増加により、前回改定からの増分として17億円を計上。

一般電気事業供給約款料金算定規則

(営業費の算定)

第三条

- 2 七 固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税 地方税法、電源開発促進税法その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

(変動額認可料金の算定)

第十九条の二

- 八 事業税の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。)

3. (1) 申請の概要②

11

(単位: 百万円)

	今回申請 (H27)	前回 (H25～27平均)	差引	備 考
収入	1,605,685	1,263,226	342,459	課税対象収入(今回改定対象費目原価)の増
控除項目	519,414	307,858	211,555	他社購入電力料の増
課税対象	1,086,272	955,368	130,903	



税率 1.3015%反映

増分事業税

1,726

3. (2) 公租公課(事業税)の審査に当たっての論点

○算定規則及び地方税法に基づき、適切に算定されているか。

(参考)電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・関西電力)における検討結果

【北海道電力の再値上げ(平成26年10月15日認可)、関西電力の前回値上げ(平成25年4月2日認可)】

- ・算定規則及び地方税法に基づき算定されていることを確認した。
- ・特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映すべきである(関西電力)。

4. 費用の配賦・レートメーク

4. (1) 電源構成変分認可制度における費用の配賦・レートメイクの概要

- まず、「前提計画」(需給や効率化計画等)をチェックした上で、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料、事業税の変動額から算定される特別変動額を、低圧需要と特別高圧・高圧需要の費用に配分し、原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価(当初認可時の3年平均原価を上回る部分)と変動収入が一致するように小売規制料金を設定(レートメイク)する。

<前提計画>

<供給計画>

電力需要予測と供給力の10年計画を毎年度策定。燃料費や購入電力料等の算定基礎。

<工事計画>

今後の発電設備や送電線、変電所等の建設計画。減価償却費や事業報酬等の算定基礎。

<業務計画>

人員計画や業務機械化計画、研究計画等が含まれる。人件費やその他の費用等の基礎。

<経営効率化計画>

料金改定時には、料金改定の理由、根拠等を明らかにする。

<資金計画>

工事計画遂行のために必要な資金調達計画。法人税や財務費用等の算定基礎。

<特別変動額の算定>

【営業費】

○燃料費

○バックエンド費用

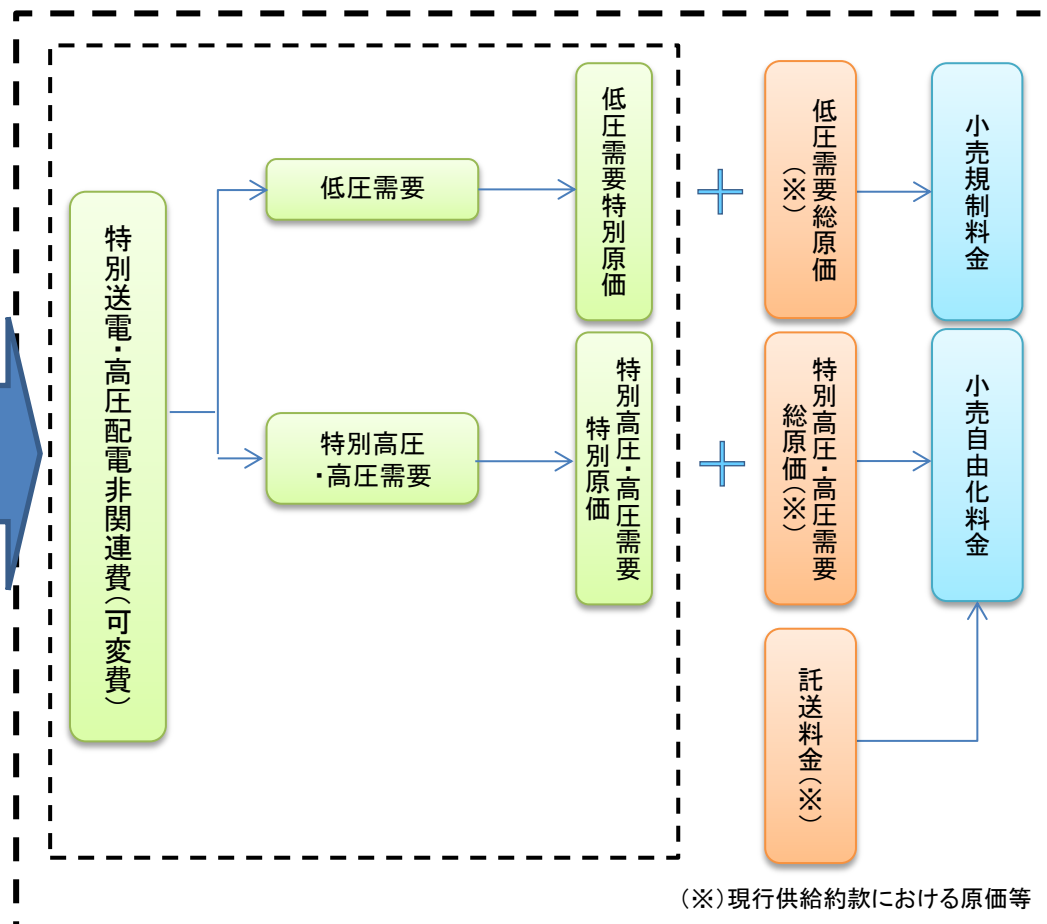
- ・使用済燃料再処理等発電費
- ・特定放射性廃棄物処分費

○購入電力料等

- ・地帯間購入電源費
- ・他社購入電源費
- ・地帯間販売電源料
- ・他社販売電源料

○事業税

<費用の配賦、レートメイク>



4. (2) 規制部門への配分

○特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費として配分。当該可変費を特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、現行供給約款認可時の発受電量における割合により配分し、特別変動可変費に整理。

【現行供給約款認可時の発受電量割合】

	発受電量[GWh/年]	割合[%]
低圧需要 (規制部門)	58,408	38.2166
特別高圧・高圧需要 (自由化部門)	94,426	61.7834
合計	152,834	—

特別変動額

送電・高圧配電非関連可変費
(特別送電・高圧配電非関連費)

特別変動可変費
(低圧需要特別原価、
特別高圧・高圧需要特別原価)

【3,240億円/年】

【3,240億円/年】

○規制部門:【1,238億円/年】

○自由化部門:【2,002億円/年】

4. (3)レートメイク①

1. 規制需要の料金の設定

低圧需要の特別変動可変費と供給約款で設定した低圧需要の料金収入及び低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した低圧需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

2. 具体的な料金設定

具体的な料金設定については供給約款で設定した低圧需要原価等及び特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して契約種別ごとに料金を設定しなければならない。

<契約種別>

●需要区分

負荷の特性、負荷態様の差異を基準にして需要を分類したもの。電灯需要及び電力需要の2分類。

●契約種別

需要区分をさらに細分化し、供給電圧、計量方法及び使用期間等の差異により区分したもの。定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の設定あり。

4. (3)レートメイク②

1. 基本料金及び電力量料金の設定について

今回の申請においては、料金改定の要因が可変費の増加のみであることから、基本料金は据え置かれ、電力量料金が値上げされている。

2. 3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階料金は省エネの観点から割高な料金に設定されているところであり、今回の申請においては、各段階に一律の単価を上乗せすることとされている。

【参考】

(単位:円/kWh)															
改定年月日	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25	現行	今回申請
第1段階	13.60	15.70	21.19	19.40	19.17	18.65	18.48	18.05	17.77	18.17	18.13	19.05	20.27	20.84	23.32
第2段階	16.40	19.90	28.19	25.70	25.39	24.70	24.48	23.91	23.20	23.38	23.32	24.21	26.51	27.27	29.75
第3段階	17.80	22.40	33.09	28.85	27.91	27.03	26.79	26.16	24.92	24.89	24.65	25.55	30.23	31.09	33.57
率(1段/2段)	0.83	0.79	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75	0.75	0.77	0.78	0.78	0.79	0.76	0.76	0.78
率(3段/2段)	1.09	1.13	1.17	1.12	1.10	1.09	1.09	1.09	1.07	1.06	1.06	1.06	1.14	1.14	1.13
差(2段-1段)	2.80	4.20	7.00	6.30	6.22	6.05	6.00	5.86	5.43	5.21	5.19	5.16	6.24	6.43	6.43
差(3段-2段)	1.40	2.50	4.90	3.15	2.52	2.33	2.31	2.25	1.72	1.51	1.33	1.34	3.72	3.82	3.82
差(3段-1段)	4.20	6.70	11.90	9.45	8.74	8.38	8.31	8.11	7.15	6.72	6.52	6.50	9.96	10.25	10.25

※ S49～H14の単価は税抜き単価、H17～H25の単価には消費税等相当額(税率5%)を含み、現行及び今回申請の単価には消費税等相当額(税率8%)含む。

※ 燃料費調整額を含まない。

名称		定額電灯 (電灯料金)		従量電灯			
				(従量電灯A)		(従量電灯B)	
適用範囲		電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400ボルトアンペア以下であるもの		電灯または小型機器を使用する需要最大需要容量が6キロボルトアンペア未満		電灯または小型機器を使用する需要最大需要容量が6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満	
料 金	基本料金(円/月)	(1契約)	75.60	(最初の15kWhまで)	381.02	(1kVA)	388.80
	電力量料金 (円/kWh)	20Wまで	133.37	(120kWhまで)	23.32	(120kWhまで)	20.96
		40Wまで	230.01	(300kWhまで)	29.75	(300kWhまで)	25.24
		60Wまで	326.66	(300kWh超)	33.57	(300kWh超)	28.58
		100Wまで	519.95				
		上記超過100Wごと	519.95				
備考							

名称		臨時電灯 (臨時電灯A)		公衆街路灯 (公衆街路灯A)		低圧電力		臨時電力 (従量制供給の場合)		農事用電力	
適用範囲		電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下		公衆のために設置された電灯または 小型機器		動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満		動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が原則50キロワット未満		農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満	
料 金	基本料金(円/月)			(1契約)	68.04	(1kWにつき)	1058.40	(1kWにつき)	低圧電力の 20%増	(1kWにつき)	615.60
	電力量料金 (円/kWh)	50VAまで	8.72	20Wまで	122.35	夏季	18.43	夏季	21.62	夏季	14.05
		100VAまで	17.44	40Wまで	212.30	その他季	16.98	その他季	19.89	その他季	13.00
		500VAまでの100VAごと	17.44	60Wまで	302.25						
		1kVAまで	174.31	100Wまで	482.15						
		3kVAまでの1kVAごと	174.31	上記超過100Wごと	482.15						
備考		電力量単位は、1契約1日につき				夏季:7/1～9/30 その他季:10/1～翌年6/30		夏季:7/1～9/30 その他季:10/1～翌年6/30		夏季:7/1～9/30 その他季:10/1～翌年6/30	

※料金は申請ベース

名称		供給約款(従量電灯A)※参考		時間帯別電灯		はぴeタイム (季時別時間帯別電灯)		季時別電灯PS	
適用範囲		電灯または小型機器を使用する需要 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満		電気供給約款の従量電灯の適用条件に該当し、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要		電気供給約款の従量電灯の適用条件に該当し、デイトタイムからリビングタイム又はナイトタイムへの負荷移行が可能な需要		電気供給約款の従量電灯の適用条件に該当し、ピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要	
料 金	基本料金(円/月)	(最初の15kWhまで)	381.02	(10kVA以下)	1188.00	(10kVA以下)	2160.00	(10kVA以下)	1188.00
	電力量料金 (円/kWh)	(120kWhまで)	23.32	昼間時間(90kWhまで)	25.20	デイトタイム(夏季)	39.34	ピーク時間	61.15
		(300kWhまで)	29.75	(230kWhまで)	32.15	(その他季)	35.99	オフピーク時間(90kWhまで)	24.40
		(300kWh超)	33.57	(230kWh超)	36.39	リビングタイム	27.77	(230kWhまで)	31.10
				夜間時間	13.55	ナイトタイム	13.55	(230kWh超)	35.25
								夜間	13.55
備考				昼間時間:午前7時～午後11時 夜間時間:午後11時～翌日午前7時		夏季:7/1～9/30 その他季:10/1～翌年6/30 デイトタイム:平日の午前10時～午後5時 リビングタイム:平日の午前7時～午前10時および午後5時～午後11時、休日の午前7時～午後11時 ナイトタイム:午後11時～翌日午前7時		ピーク時間:午後1時～午後4時(夏季の平日) オフピーク時間:午前7時～午後11時(ピーク時間を除く。) 夜間:午後11時～翌日午前7時 ※夏季:7/1～9/30	

名称		低圧総合利用契約		深夜電力 (深夜電力B)		第2深夜電力		融雪用電力	
適用範囲		電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要であり、契約電力が50kW未満である場合		毎日午後11時から翌日午前7時までの時間を限り、動力を使用する需要で、契約電力が50kW未満		毎日午前1時～午前6時までの時間を限り、動力を使用する需要		毎日22時間に限り、風雪のために、一定期間を限り、3月以上継続して動力を使用する需要で、契約電力が50kW未満	
料 金	基本料金(円/月)	(1kWにつき)	64800.00	(1kWにつき)	313.20	(1kWにつき)	216.00	契約使用期間の最初の3ヶ月まで3ヶ月超	2,084.40 745.20
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	20.67		13.55		12.73		16.58
		その他季	19.01						
備考		夏季: 7/1～9/30 その他季: 10/1～翌年6/30							

【費用の配賦】

(ア) 費用の配賦は算定規則に則って適切に行われているか。

【レートメーク】

(ア) 今回の改定により、すべての料金メニュー単価に一律の単価を上乗せすることとされているが、公平性の観点から妥当と言えるか。

(イ) 今回の値上げ申請において、需要家の選択肢を拡充し、値上げ影響緩和を可能とするため、適切なメニューの設定等の措置がとられているか。

(ウ) 需要家に対する電気料金値上げの周知活動は十分行われているか。

(参考) 第20回電気料金審査専門小委員会における指摘事項

消費者向けに新たな料金メニュー設定をされたのか教えていただきたい。関西電力は他の電力会社に比べてスマートメーターが一番早く導入されている。消費者が選べる新たなメニューがあれば是非ご提案していただきたい。またあってしかるべきだと思う。

(河野オブザーバー)

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
(変動額認可料金の算定) 第19条の2 一般電気事業者(沖縄電力を除く。以下この条において同じ。)は、法第19条第1項の規定により①同項の認可を受けた供給約款②(第20条の2の規定により同条第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第4項又は第7項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)で設定した料金を当該料金(これらの規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金)を算定した際に第2条第1項の規定により定められた原価算定期間内に③次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき(社会的経済的事項の変動により④、法第19条第1項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第3条第2項第2号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。)は、第2条から第19条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。	①値上げ、値下げの場合ともに電事法19条1項による認可が必要 ②既に19条1項の認可を受けていることが実施要件 ③原価算定期間内に新料金を実施される場合のみ有効 ④「社会的経済的事項の変動」とは、有識者会議報告書における「事業者の自助努力の及ばない」事象を指す

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
一 燃料費の変動額(社会的経済的事情の変動による法第19条第1項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第3条第2項第2号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額^⑤(以下「外生的燃料費等変動相当額」という。)に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 二 使用済燃料再処理等発電費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 三 特定放射性廃棄物処分費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 四 地帯間購入電源費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 五 他社購入電源費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 六 地帯間販売電源料の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 七 他社販売電源料の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。) 八 事業税の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)	⑤変動額の算定対象期間は、原価算定期間の残存期間(年単位)に限る。 対象費目は、左記8項目

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
2 一般電気事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。一 一般電気事業者は、燃料費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、第二十条の二第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額（第二十条の二第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第十九条の二十二第二項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。 二 一般電気事業者は、使用済燃料再処理等発電費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。 三 一般電気事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、第二十条の二第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。 四 一般電気事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、第二十条の二第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。 五 一般電気事業者は、事業税の変動額として、第一号から前号までに掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。	

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
3 一般電気事業者は、前項の規定により算定された <u>特別変動額</u> を送電・高圧配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第8の3により、特別送電・高圧配電非関連費明細表を作成しなければならない。	変動額は、すべて「送電・高圧配電非関連可変費」へ整理。
4 一般電気事業者は、特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、前項の規定により整理された送電・高圧配電非関連可変費の額を、 <u>供給約款で設定した料金を算定した際に第9条の2第4項第4号の規定により算定した割合により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。</u>	変動額は、現行料金算定時の「発受電量比」により需要種別に配分。
5 一般電気事業者は、送電・高圧配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、低圧需要について、様式第八の四により特別送電・高圧配電非関連費計算表を作成し、及び様式第八の五により特別原価等集計表を作成しなければならない。	
6 料金は、低圧需要の前項の規定により整理された <u>特別変動可変費</u> と供給約款で設定した料金を算定した際に第2条第1項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における <u>低圧需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。</u>	原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価・変動収入が一致するように設定。
7 一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際の低圧需要原価等及び特別変動可変費並びに第4項の規定により整理された <u>特別変動可変費</u> を基に、 <u>契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。</u>	契約種別ごとの電気の使用形態、使用期間、計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
8 一般電気事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣 に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。	
9 一般電気事業者は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。	
10 一般電気事業者は、 <u>供給約款で設定した料金を算定した際に第2条第1項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を、第7項及び前項の規定により設定する料金、変更前の供給約款で設定した料金及び変更前の法19条第12項に定める選択約款で設定した料金(供給約款で設定した料金を変更すると同時に選択約款で設定した料金を変更しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定する料金及び変更前の選択約款で設定した料金)並びに供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。</u>	料金収入(変動分含む)は、供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画値等に基づく契約電力、販売電力等の予測値に基づき算定しなければならない。
11 一般電気事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を整理し、様式第八の六第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。	

【北海道電力の再値上げ】(平成26年10月15日認可)

① 個別原価計算について

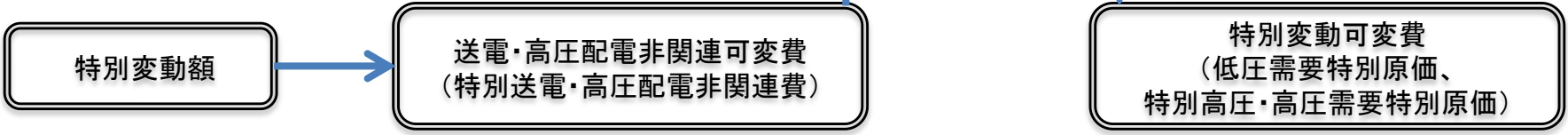
個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。

〔 特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費として配分し、当該可変費を特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、現行供給約款認可時の発受電量における割合により配分し、特別変動可変費に整理。 〕

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、料金変更認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者がこれに応じない場合には、電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の発動を検討すべきである。

【現行供給約款認可時の発受電量割合】

	発受電量[GWh/年]	割合[%]
低圧需要 (規制部門)	16, 016	47. 231
特別高圧・高圧需要 (自由化部門)	17, 894	52. 769
合計	33, 910	—



【1, 184億円/年】

【1, 184億円/年】

- 規制部門:【559億円/年】
- 自由化部門:【625億円/年】

② 基本料金及び電力量料金の設定について

今回の料金改定の要因が燃料費である可変費の増加のみであることから、基本料金を据え置いて、電力量料金を値上げすることは妥当である。

③ 3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されている。今回の申請では、1・2段階格差率よりも、2・3段階格差率が大きくなっており、生活に必要な電気の使用への負担の軽減及び需要対策への効果の観点から、妥当と考えられる。

(単位:円/kWh)

改定年月日	S49.6	S51.6	S55.2	S56.10	S63.1	H1.4	H8.1	H10.2	H12.10	H14.10	H17.4	H18.7	H20.9	H25.9	現行	今回申請
第1段階	11.72	14.65	19.60	22.70	21.15	21.01	18.59	17.41	16.55	16.06	15.64	17.05	18.27	19.33	19.88	23.99
第2段階	13.75	18.70	25.70	30.30	28.25	28.06	24.83	23.23	22.09	21.45	20.87	22.46	23.68	25.34	26.06	30.17
第3段階	15.20	20.85	29.90	35.60	31.95	30.99	27.42	25.64	24.39	23.49	22.65	24.15	25.37	28.64	29.46	33.57
率(1段/2段)	0.85	0.78	0.76	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.76	0.77	0.76	0.76	0.80
率(3段/2段)	1.11	1.11	1.16	1.17	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.13	1.13	1.11
差(2段-1段)	2.03	4.05	6.10	7.60	7.10	7.05	6.24	5.82	5.54	5.39	5.23	5.41	5.41	6.01	6.18	6.18
差(3段-2段)	1.45	2.15	4.20	5.30	3.70	2.93	2.59	2.41	2.30	2.04	1.78	1.69	1.69	3.30	3.40	3.40
差(3段-1段)	3.48	6.20	10.30	12.90	10.80	9.98	8.83	8.23	7.84	7.43	7.01	7.10	7.10	9.31	9.58	9.58

※ 平成18年7月、平成20年9月および平成25年9月の単価には消費税等相当額(税率5%)を含み、現行および今回申請の単価には消費税等相当額(税率8%、平成26年4月～)を含む。

※ 燃料費調整額を含まない。

④ 選択約款等について

選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。北海道電力の供給約款料金及び選択約款料金の単価については、供給約款料金の単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。

i) 新たなメニューの設定等について

需要家の選択肢を拡大する観点から、ピーク抑制型時間帯別電灯のピーク時間(現行:冬期間の16時～18時)及び3時間帯別電灯の午後時間(現行:13時～18時)について、ピーク時間及び午後時間の時間帯を選択できるよう設定を追加する予定。

ii) 需要家に対する電気料金値上げの周知活動について

各需要家や消費者団体等各種団体への、電気料金値上げに至った経緯、申請内容、値上げの影響額等の説明のほか、オール電化住宅の需要家などへのダイレクトメールによる周知を実施しており、これまで以上に、徹底的な経営効率化への取組等、需要家の理解が得られるよう、丁寧な説明及び対応に万全を期していくことが必要である。

(参考)電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・関西電力)における検討結果④

【関西電力の前回値上げ】(平成25年4月2日認可)

(1)個別原価計算

個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の90%超(関西電力:約94%、九州電力:92%)が固有費及び直課により配分されていることは妥当であると考えられる。

固定費の各需要種別への配分方法は「2:1:1法※」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査(関西電力、九州電力共にスマートメーターを活用して約2万件データを取得)に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。

※最大電力に2、夏期・冬期尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。

また、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、関西電力は、規制部門が5.6%、自由化部門が4.7%、九州電力は、規制部門が6.4%、自由化部門が5.5%、となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認された。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、平成24年2月に新たに設定された料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討すべきである。

(2)レートメイク

①基本料金及び従量料金の設定について

今回の料金改定においては、人件費を始めとした費用の削減が図られる一方、修繕費や一般負担金等の増加、需要の減少により、販売電力量当たりの固定費は、ほぼ同水準であることが確認された。そのため、基本料金を据え置くことは妥当であると考えられる。

②3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の関西電力の申請では、1・2段階格差率を縮小し、2・3段階格差率を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる。

＜関西電力＞													(円/kWh)
改定年度	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請
第1段	13.60	15.70	21.19	19.40	19.17	18.65	18.48	18.05	17.77	18.17	18.13	19.05	20.59
第2段	16.40	19.90	28.19	25.70	25.39	24.70	24.48	23.91	23.20	23.38	23.32	24.21	27.08
第3段	17.80	22.40	33.09	28.85	27.91	27.03	26.79	26.16	24.92	24.89	24.65	25.55	30.62
1・2段階格差	0.83	0.79	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75	0.75	0.77	0.78	0.78	0.79	0.76
2・3段階格差	1.09	1.13	1.17	1.12	1.10	1.09	1.09	1.09	1.07	1.06	1.06	1.06	1.13

③選択約款について

選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。関西電力の選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。

i)ピーク対応料金メニューの設定

関西電力においては、昨夏に「季時別電灯PS」として導入され、現時点で、約7,000件の需要家と契約されている。

③選択約款について(続き)

ii) 季節別時間帯別電灯における機器要件(夜間蓄熱要件、オール電化割引)

当該選択約款の適用を受けるためには、夜間蓄熱式機器やオフピーク蓄熱式電気温水器などを使用することが条件となっている。また、関西電力においては、当該選択約款の適用を受け、かつ需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう条件を満たした場合にはオール電化住宅割引(はぴeプラン)が適用される。

一方で、需要家の選択肢を多様化する観点から、当該機器要件については廃止、オール電化割引については新規停止することを表明している。

これらの対応については、デマンドレスポンスの観点からは極めて意義深く、需要家が複数の選択肢から自らのライフスタイルに応じてメニューを選択することで、積極的に節電や省エネ行動を起こすことが期待される。なお、原価算定期間において、これらのメニューが想定以上の効果を発揮する場合、料金が引き下がるのではないかとの指摘もあったが、一定の仮定をおいて試算した結果、むしろ値上げとなることが確認されたことから、更なる需要削減の効果は織り込む必要はないと考えられる。

iii) 早収・遅収料金の廃止について

これまでは支払時期に応じて早収料金又は遅収料金を設定していたが、当該制度が一般の商慣習になじまないとの需要家サイドの声を受け、延滞利息制度に移行することとしているもの。引き続き、需要家の声に真摯に耳を傾け、お客様の立場に立った見直しを不断に行うことが求められる。

オール電化割引や5時間通電機器割引については、新規加入の停止に当たっては、既に当該割引の適用を受けている需要家や、当該選択約款を前提として機器投資を検討している需要家等に配慮するとともに、需要家等への十分な周知期間が必要であることを踏まえた対応とすることが適当である。

なお、需要家の選択肢を多様化することで、震災以降大きく変化した電力需給をめぐる環境に対応する観点からは、需要家間の公平性を確保しつつ、既存契約者への一定期間後の割引の見直しを含め、料金メニュー全般について、スマートメーターの導入後抜本的に見直すことが期待される。その際、スマートメーターの導入を待たずとも、可能なメニューについては早期に導入することが重要である。

5. 値下げの条件

【総論】原子力発電所再稼働後の値下げ

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(平成24年3月)」において、「原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、電源構成変分認可制度による値上げ認可に際して、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すべきではないか。

(参考)申請の前提

- 今回の再値上げは、高浜原子力発電所3号機、4号機、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働時期の遅れを理由とするものである。また、今回の申請においては、高浜原子力発電所3号機が平成27年11月30日に、4号機が平成27年11月9日にそれぞれ再稼働することを前提としている(原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定していない。)

◇「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)

7. 原価算定期間及び電源構成変動への対応

(3) 対応の方向

② 電源構成の変動への対応

原価算定期間の複数年化に伴い、料金算定当初に想定した電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合、原価の適正性が維持できないと考えられる。

ただし、原料輸入価格の変動を自動的に電気料金に反映させる燃料費調整制度と異なり、どの電源を稼働させるかは経営判断そのものであり、恣意的な料金転嫁を防ぐ必要がある。このため、一般電気事業供給約款料金算定規則を改正し、原価の適正性を予め行政が確認する料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。

【再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係】 (※)原則として営業運転開始時

(1)原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い

- 想定よりも高浜原子力発電所各号機の再稼働が早まった場合には、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきではないか。仮に1基のみが想定より早く再稼働し、残りの1基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的であっても、燃料費等の追加費用が、今回の認可時における追加費用の想定を下回ることが明らかな場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきではないか。
- 原価算定期間内に値下げを行う場合、速やかに値下げを行う必要性、値下げ率の計算や事務手続等を鑑み、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきではないか。
- また、原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後は、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限に織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきではないか。

(2)原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い

- 原価算定期間内に想定よりも遅れて高浜原子力発電所が再稼働した場合、原価算定期間内に値下げを行うことは求められないことが原則であるが、原価算定期間終了後には再稼働を前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行うべきではないか。

【再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係】 (※)原則として営業運転開始時

(3)原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

- 原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきではないか。
- この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきではないか。

(4)大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

- 今回の申請においては、原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記(1)から(3)までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方にに基づき、値下げを行うべきではないか。

【電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ】

- 値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの実施時期を問わず、電気料金審査専門委員会におけるフォローアップが必要ではないか。

◇北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針(平成26年10月)

7. 値下げの条件

(1) 基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。今回の北海道電力の値上げ申請は、泊原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、泊原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。

値下げの具体的な内容については、以下の通り考えるべきである。

(2)再稼働時期(※)と値下げ時期との関係

① 原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合

今回の北海道電力の申請においては、泊原子力発電所の3号機が平成27年11月、1号機が平成28年1月、2号機が平成28年3月に再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている。

このように、泊原子力発電所が1基ずつ再稼働することが前提とされている以上、原則として、

- (i) 各号機が1基でも想定よりも早く再稼働する場合においては、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。
- (ii) 仮に1基のみ想定より早く再稼働するが、残りの2基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
- (iii) 上記(i)・(ii)において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

なお、速やかな値下げを行う必要性と、値下げ率の計算や事務手続、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップ等を考慮し、原価算定期間内に値下げを行う場合には、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。(ただし、翌々月の到来が原価算定期間終了をまたぐ場合においては、原価算定期間終了時点とする。)

※原則として営業運転開始時

(2)再稼働時期(※)と値下げ時期との関係

② 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合

今回の値上げは、原価算定期間において各号機がすべて想定通りに再稼働することを前提としているため、1～3号機がすべて想定よりも遅れて再稼働する場合は、原価算定期間内の値下げは求められないのが原則である。

他方、原価算定期間内に、想定より遅れても1基でも再稼働していれば、原価算定期間後はそれを前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。

③ 原価算定期間後に再稼働する場合

原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。その際、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

※原則として営業運転開始時

(3) 値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。

したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。仮に3基とも想定通りの時期に再稼働すれば、原価算定期間終了後直ちに、少なくとも今回申請前の水準まで値下げが行われることを基本とする。

なお、中長期的に考えれば、北海道電力においては、少なくとも昨年(平成25年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。